

神戸市新規就農者育成総合対策経営発展支援事業交付要綱

(趣旨)

第1条 市内で次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。

本事業の実施にあたっては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「国の補正予算実施要綱」という。）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）、兵庫県農林水産部補助金交付要綱、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「市の交付規則」という。）の定めによるほか、本要綱に定めるところによる。

(交付要件)

第2条 市長は、市長は、市内で就農する以下の要件を満たす者又は法人（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

(1) 独立・自営の就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者又はその者が経営する法人であること。

(2) 令和4年度又は令和5年度中に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、改正前の基盤強化法第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。）が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(3) 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けている

こと。

- (4) 青年等就農計画に事業申請追加資料（別紙様式第1号）を添付したもの（以下「経営発展支援事業計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させ、又は生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると市長に認められること。

- (6) 地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ）に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。

- (7) 次に掲げる条件に該当していること。

ア 国の実施要綱別記3の雇用就農資金による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

イ 国の実施要綱別記1の経営発展支援事業又は国の補正予算実施要綱別記6の初期投資促進事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ウ 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

- (8) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者が金融機関から融資を受けること。

- (9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。

- (10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団と密接な関係にある者でないこと。

（助成対象）

第3条

- (1) 助成の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であって交付対象者が自らの経営においてそれらを使用するものであることとする。
 - ア 機械・施設等の取得、改良又はリース
 - イ 家畜の導入
 - ウ 果樹・茶の新植・改植
 - エ 農地等の造成、改良又は復旧
- (2) 本事業以外の国及び兵庫県（以下「県」という。）の助成事業の対象として整備するものではないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）
- (3) (1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。
 - ア 整備等の内容ごとに事業費が50万円以上であること。

事業の対象となる機械・施設等（中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。）が中古機械・施設等である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、市長が適正と認める価格で取得されるものであること。
 - イ 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、農業資材比較サービス（AGUMIRU「アグミル」）の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。
 - ウ (1)のアについては次に掲げる基準を満たすこと。
 - (ア) 原則として、事業の対象となる機械・施設等は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）がおおむね5年以上20年以下のものであること。

ただし、事業の対象となる機械・施設等が中古機械・施設等である場合には、上記に加え、中古資産耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）第3条に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）。
 - (イ) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の

用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

a フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

（a）農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。

（b）農業経営において真に必要であること。

（c）導入後の適正利用が確認できるものであること。

b 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、aの（a）から（c）までの要件を満たすことに加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。

（ウ）整備を予定している機械・施設等が、交付対象者の経営発展支援事業計画等の成果目標の達成に直結するものであること。

（エ）市長が国の実施要綱別記1又は国の補正予算実施要綱別記6第9の2の（3）に基づき作成する事業計画の提出以前に自ら若しくは本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械・施設等を本事業に切り替えて整備するものではないこと。

（オ）整備を予定している機械・施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するものとし、また、当該機械・施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

（カ）整備を予定している機械・施設等の施工業者等が、「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定。以下「GL」という。）で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がGLに準拠していること。

（キ）導入した機械・施設等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、耐用年数（新品の場合には法定耐用年数、中古機械・施設等の場合には中古耐用年数。以下同じ。）が経過するまでの間、保管すること。

（ク）機械・施設等のリースの手続等については、国の実施要綱別記1又は国の補正予算実施要綱別記6別紙により行うこと。

（4）（1）のアの機械・施設等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

(助成額)

第4条

(1) 本事業の交付対象者の助成対象経費は、第3条の(1)の取組に必要な経費とし、助成率は助成対象事業費の3/4以内とする(助成対象者ごとに千円未満切捨て)。

また、助成対象事業費の上限額は1,000万円(国の実施要綱別記2のイの経営開始資金の交付対象者の場合は、500万円)とする。

(2) 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、夫婦合わせて、

(1)の助成対象上限額に1.5を乗じて得た額を上限額(1円未満は切捨て)とする。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

ウ 夫婦共に目標地区に位置づけられた者等となること。

(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、第2条の要件を満たす者(当該法人及び青年就農者それぞれが目標地区に位置づけられた者等に限る。)については、それぞれ、経営開始資金の交付を受ける者にあつては500万円、受けない者にあつては、1,000万円(当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円)を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。

なお、令和4年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

(4) 市長は、以下に掲げる消費税及び地方消費税(仕入れに係る消費税を指す。以下「消費税等」という。)について、(1)から(3)に基づき、助成金等の交付額を算定する。

ア 免税事業者

助成対象事業費：消費税等を含む

イ 課税事業者

助成対象事業費：消費税等を含まない。ただし、簡易課税方式で納税申告している場合は、消費税等を含めてよい場合がある。

(目標年度)

第5条 事業実施年度の4年後の年度とする。

(成果目標)

第6条 経営発展支援事業計画等で選択した取組について、成果目標とする。

(経営発展支援事業計画等の承認申請)

第7条 本事業の助成を受けようとする者又は法人は、経営発展支援事業計画等を作成し、市長に承認申請（別紙様式第1号）する。

なお、経営発展支援事業計画等を作成するに当たっては、市長に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、兵庫県神戸農業改良普及センター等の関係機関、国の実施要綱別記1又は国の補正予算実施要綱別記6第8の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。

(経営発展支援事業計画等の承認)

第8条

(1) 市長は、本事業の助成を受けようとする者又は法人から提出された経営発展支援事業計画等の承認申請があった場合には、内容について審査し、国の実施要綱別記1又は国の補正予算実施要綱別記6第9の2の(3)により県に承認を受けた市の市町村事業計画に基づくものと認められる場合は承認する。経営発展支援事業計画等を承認した場合は、申請した者又は法人に、通知（別紙様式第1-2号）する。

(経営発展支援事業計画等の変更申請)

第9条

(1) 交付対象者は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を変更する場合は、変更計画承認申請書（別紙様式第1-3号）を作成し、市長に申請する。
(2) 市長は、前項の申請があった場合は、前条の規定に準じて手続きを行う。

(交付申請)

第10条 第8条の承認を受けた者又は法人は、交付申請書（別紙様式第2号）を作成し、市長に助成金の交付を申請する。

(交付決定)

第11条

(1) 市長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、通知（別紙様式第2-2号）する。
(2) 市長は、前項の規定により助成金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(事業着手)

第12条

- (1) 交付対象者は、前条の交付決定に係る事業等に着手したときは、着手届（別紙様式第2-3号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、事業等の実施状況について必要な報告を求めることがある。

（事前着手）

第13条

- (1) 交付対象者は、緊急又はやむを得ない理由で交付決定前に事前着手をする場合には、事前着手承認申請書（別紙様式第2-4号）の提出により市長から承認を受けなければならない。市長は申請を承認した場合は、申請した者に、通知（別紙様式第2-5号）する。
- (2) 前項による事前着手承認後、交付対象者は、事業等に着手したときは着手届を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（事故報告等）

第14条

- (1) 交付対象者は、事業完了予定日までに事業を完了できない場合又は事業の遂行に支障が生じた場合においては、事故報告書（別紙様式第2-6号）により市長へ報告のうえ、その指示を受けなければならない。
- (2) 交付対象者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（別紙様式第2-7号）によりその旨を市長に届け出て、その承認を受けなければならない。市長は申請を承認した場合は、申請した者に、通知（別紙様式第2-8号）する。

（実績報告）

第15条 交付対象者は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を完了したときは、実績報告書（別紙様式第3号）を作成し、市長に報告する。

（交付額の確定）

第16条 市長は、交付対象者から実績報告書の提出があったときは、助成金検査調書（別紙様式第3-2号）による検査を行い、必要に応じて現地検査を行うなどして、助成金交付額の確定を行う。なお、助成金交付決定額と助成金交付確定額が同額の場合は、交付確定額の通知（別紙様式第3-3号）を省略することができる。

（助成金の支払い）

第17条 市長は、前条により助成金交付額の確定を行った後、速やかに助成金の支払いを行う。

(就農状況報告等)

第18条

(1) 就農状況報告

交付対象者は、事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告（別紙様式第4号）を市長に提出する。

(2) 住所等変更報告

交付対象者は、経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度までに氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第5号）を市長に提出する。ただし、国の実施要綱別記2の第6の2の（6）のイにより住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。

(3) 就農報告

交付対象者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届（別紙様式第6号）を市長に提出する。ただし、国の実施要綱別記2の第6の1の（7）の報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものと見なすことができる。

(就農状況等の確認)

第19条

(1) 就農状況報告の確認

就農状況報告を受けた市長は、国の実施要綱別記1又は補正予算実施要綱別記6第8の7のサポートチームと協力し、実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第7号）を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

(2) 経営状況の確認

また、市長は、（1）の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から2年間、必ず年1回は、以下のアからウまでの方法により、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第7号）を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

ア 交付対象者への面談

(ア) 営農に対する取組状況

(イ) 栽培・経営管理状況

(ウ) 経営発展支援事業計画等の達成に向けた取組状況

(エ) 労働環境等に対する取組状況

イ 圃場確認

(ア) 耕作すべき農地が遊休化されていないか

(イ) 農作物を適切に生産しているか

ウ 書類確認

(ア) 作業日誌

(イ) 帳簿

(ウ) 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

(3) その他

国の実施要綱別記2の第7の2の(5)による確認を行った場合は、(1)及び(2)について、行ったものとみなすことができる。

(整備した機械・施設等の管理運営等)

第20条 交付対象者は、本事業により整備した機械・施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営しなければならない。

(1) 管理方法

ア 交付対象者は、整備した機械・施設等について、耐用年数に相当する期間に準じて処分制限期間を設定し、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行うこと。また処分制限期間中に使用が困難となった場合は、その旨を市長に速やかに報告すること。

イ 交付対象者は、機械・施設等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備えること。

ウ 交付対象者は、機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備及び保存すること。

エ 交付対象者は、ウで作成した機械・施設等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度、市長に提出すること。

市長は機械・施設等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて交付対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

(2) 財産処分の手続

交付対象者は、整備した機械・施設等について、(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法

律（昭和30年法律第179号）第22条に準じた財産処分として、県、市の交付規則等に基づき、財産処分の申請を行い、市長の承認を受けなければならない。

また、市長は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討するものとする。

（3）災害の報告

交付対象者は、交付対象者が整備した機械・施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに市長に報告すること。

（4）増築等に伴う手続

交付対象者は、整備した機械・施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ市長に報告すること。

（農業共済等の積極的活用）

第21条 交付対象者は、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険へ積極的に加入すること。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、経済観光局局長（農政担当）が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月31日から施行する。
- 2 改正前の神戸市新規就農者育成総合対策経営発展支援事業交付要綱の規定に基づき実施する事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第2条（6）、様式第4号、様式第6号については、改正後の同要綱の規定を適用するものとする。
- 3 現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 4 現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。